

広島県告示第千四百四十九号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、二級河川
本川水系河川整備計画（変更）を令和五年九月二十八日に定めた。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務
所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦